（公務操縦者の通報の方法）

第四条　法第九条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項の規定による対象施設の管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を当該対象施設の管理者に提出して行うものとする。

一　前条第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書

イ　公務操縦者の氏名、生年月日、住所及び電話番号

ロ　公務操縦者の勤務先の名称、所在地及び電話番号

ハ　小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の名称、事務所の所在地、担当者の氏名及び電話番号（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

ニ　船舶の名称、船舶番号等、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（公務操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

二　公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）

（緊急時の特例）

第五条　法第九条第三項の規定による対象施設の管理者への通報（第二条第一項又は第三項の規定により通報があったものとみなされるときを除く。）は、前三条の規定にかかわらず、災害その他緊急やむを得ない場合においては、小型無人機等の飛行を開始する時間の直前までに、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める事項を当該対象施設の管理者に対して口頭で行うことで足りる。

一　施設管理者等のうち対象施設の管理者の同意を得た者　第二条第二項各号に掲げる事項

二　土地所有者等のうち土地の所有者又は占有者　第三条第一項各号に掲げる事項

三　土地所有者等のうち土地の所有者又は占有者の同意を得た者　第三条第二項において準用する同条第一項各号に掲げる事項並びに小型無人機等の飛行について同意をした土地の所有者又は占有者の氏名、住所及び電話番号

四　公務操縦者　前条第一号に規定する事項

（対象施設の管理者）

第六条　対象施設の管理者については、防衛大臣が別に告示するところによるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日の前日までの間におけるこの省令の規定の適用については、別記様式第一号及び別記様式第二号中「日本産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とする。

別記様式第一号（第２条、第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号。以下「法」という。）第９条第３項の規定により通報します。

年　月　日

（対象施設の管理者）　殿

操縦者
氏名　㊞

小型無人機等の飛行を行う日時	月　日　時　分から　時　分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行を行う区域	
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号
同意をした土地の所有者又は占有者	名称 所在地 電話番号
船舶	船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段